

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月30日

【会社名】 株式会社サンセイランディック

【英訳名】 Sansei Landic Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松崎隆司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

【電話番号】 03-5252-7511(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理管掌 永田武司

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

【電話番号】 03-5252-7511(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理管掌 永田武司

【縦覧に供する場所】 株式会社サンセイランディック 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区丸の内三丁目20番17号)

株式会社サンセイランディック 関西支店
(大阪府大阪市中央区平野町三丁目6番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年3月29日開催の第46回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金26円

配当金の総額 金214,366,308円

ロ 剰余金の配当の効力発生日

2022年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 事業目的の記載の変更

経営環境の変化に迅速に対応し事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を次のとおり変更するものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は、電子提供制度において不要となるため、これを削除するものであります。

変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、山岸崇裕氏を選任するものであります。なお、同氏は社外監査役候補者であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、従来の譲渡制限付株式報酬制度を改定し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年4万株以内とするものであります。

改定後の取締役の報酬等の額は、2021年3月26日開催の第45回定時株主総会においてご承認いただいた年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の報酬額と合わせると、年額3億5千万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	出席株主の 議決権数 (個)	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案	55,992	569	0	56,595	可決	98.93
第2号議案	55,878	685	0	56,597	可決	98.72
第3号議案						
山岸 崇裕	55,888	675	0	56,597	可決	98.74
第4号議案	53,612	2,951	0	56,597	可決	94.72

- (注) 1. 上記「賛成数(個)」「反対数(個)」「棄権数(個)」は、書面及びインターネットにより行使された賛成、反対及び棄権の各議決権数に、本総会当日出席の株主から各議案の賛成及び反対が確認できた議決権数のみを加えたものです。
2. 上記「出席株主の議決権数(個)」は、書面及びインターネットにより行使された議決権数に本総会当日出席のすべての株主の議決権数を加えたものです。
3. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。
 第1号議案及び第4号議案については、出席株主の議決権数の過半数の賛成です。
 第2号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
 第3号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。